

○香南斎場組合斎場設置条例

昭和 29 年 12 月 10 日
条 例 第 1 号

改正 平成 2 年 9 月 10 日 条例第 1 号
平成 3 年 3 月 29 日 条例第 18 号
平成 4 年 12 月 25 日 条例第 4 号
平成 30 年 3 月 30 日 条例第 2 号

第 1 条 香南斎場組合は、次項に掲げる斎場を設置する。

2 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 香南斎場
位 置 赤岡町 2018 番 2

第 2 条 斎場に次の施設を置く。

- (1) 火 葬 場
- (2) 待 合 室
- (3) 式 場
- (4) 会 議 室
- (5) 待合ロビー
- (6) 事 務 室
- (7) 喫茶コーナー

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない期間内において、規則で定める日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 12 月 25 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。